1. 特定行為を法的に位置づけることについて

	特定行為を法的に位置づける場合	特定行為を法的に位置づけない場合 (現行のままの場合)
特定行為の範囲	○ 特定行為として、「診療の補助」の範囲が、高度な 医行為も含めて一定程度明確になる。 ○ 特定行為の範囲を見直す際には広く全国の実態等を 踏まえて検討する必要があるため、一定の手続、時間 が必要。	〇 特定行為を、例えば通知で示す場合、全ての看護師の平均的な能力を勘案して検討することになり、明確化される診療の補助の範囲は限定的となる。この場合、比較的高度な医行為が診療の補助の範囲に当たるかどうかは、現行どおり、個別具体的に判断することになる。
特定行為の実施	 ○ 特定行為の実施に当たっての条件(教育の付加、安全管理体制の強化等)を法的に位置づけることができ、医療安全が確保される。 ○ 法令上教育を付加されない看護師については、特定行為の実施に当たって医師の指示や安全管理体制に関して新たな規制が必要となる。 ○ 診療の補助の範囲が明確になることにより、実施に当たっての条件を満たした看護師が、安心してその能力を発揮することができる。 	 ○ 特定行為として想定される医行為の実施に当たっての条件(教育の付加、安全管理体制の強化等)が、法的に位置づけられず、安全管理体制を現場の判断に委ねることになる。 ○ 医師が個別の看護師の能力に応じて指示を出すこと、病院内で研修を行う等、既に病院等で実施されている安全管理体制で対応することができる。新たに特定行為として想定される医行為を行う際にも、医療現場の実態に合わせた安全管理体制を柔軟に取ることができる。

2

特定行為を法的に位置づけた場合、特定行為 を実施するための医療安全の確保等について

特定行為について法的な強制力はない